

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

精神保健福祉手帳システムへの情報項目の
追加について

(保健福祉局)

神保障こ第931号

平成27年9月30日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

精神保健福祉手帳システムへの情報項目の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部こころの健康センター

精神保健福祉手帳システムへの情報項目の追加について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎条例第11条第2項に該当する情報

◎【対象となる情報】

制度個人番号

統合宛名番号

精神保健福祉手帳システムへの情報項目の追加について

1 趣旨・概要

精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）については、区役所で手帳の新規・更新申請を受け付け、こころの健康センターでシステムに登録後、審査・決定・手帳の作成を行い、手帳を区役所で交付している。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「法」という。）の施行に伴い、平成 28 年 1 月から個人番号をシステムに登録する必要が生じることから精神保健福祉手帳システムのシステム改修を行う。

2 効果

個人番号を精神保健福祉手帳システムに登録することにより、平成 29 年 7 月から法別表第 2 に定められた手帳に関連する情報を児童扶養手当等の事務に提供すること、及び、時期は未定ではあるが障害年金情報を取得することにより市民サービスの向上、事務処理の迅速化、効率化を図る。

3 実施計画

平成27年10月～	システム改修、運用テスト
平成28年 1 月	運用開始（予定）

4 対象者数

平成27年 3 月末現在 手帳交付者数 13,666人

5 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、本件に関しても以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア 端末機の操作に当たっては、個人 ID による認証、パスワードの設定を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。

イ 個人情報に係るデータについては、サーバで厳重に一括管理し、端末機にお

いては、外部記録媒体に保存できないシステムとする。

ウ 端末機とサーバは構内回線及び専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染防止措置を講じる。

(2) 運用上の保護

ア サーバを管理している保管施設への入退室は、関係職員のみ限定する。

イ 利用者認証に用いるパスワードは、定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。

ウ データの取扱いは、関係職員のみ限定する。

エ 帳票類の管理については、施錠できる保管庫で管理するとともに、不要となった場合にはシュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。

オ 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。